

四 旗 幟

- イ、標語旗八十四本以内タルコト
 - ロ、標語ハ隊メ當廳ノ承認ヲ經タルモノナルコト
 - ハ、銘旗ハ愛國團體協議會一本ノ及トスルコト
 - ニ、部隊旗ハ各部隊一本宛トスルコト
 - ホ、標語旗、部隊旗、銘旗ハ白地ニ墨書セルモノナルコト
 - ヘ、手旗ノ類ハ一切之ヲ携帯スルコトヲ許サマルコト
 - ト、會旗ハ労働組合及農民組合ノ會旗ニシテ既成ノモノニ限ルコト
 - チ、標語旗、部隊旗、銘旗ノ長サ及其旗竿ハ總テ二間以内タルコト
 - リ、前記以外ノ旗幟類ハ一切之ヲ許サマルコト
- 五 歌 謡
- イ、當日唱和スル歌謡ハ當廳ノ承認ヲ經タルモノナルコト
 - ロ、革命歌其他ノ禁止歌ハ絶対ニ唱和セザルコト

- ハ、其ノ他不種ニ渉ル發言ハ一切之ヲ爲サマルコト
- 六 接 抄
- イ、出發地及解散地ニ於ケル接抄者ハ各七名宛トスルコト
 - ロ、一人ノ接抄時間ハ三分間ヲ限度トスルコト
 - ハ、接抄者ハ隊メ其ノ所屬團體並ニ住所氏名及職業年齢ヲ届出タル者ニ限ルコト
 - ニ、宣言及決議等ハ一切之ヲ爲サマルコト
- 七 其 他

以上ノ外總テ警察官ノ指揮ニ從フコトヲ治安維持上必要ト認ムル時ハ何時ニテモ制限禁止及ハ解散ヲ命ズル場合アルコト

以上